

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日について

先般、「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（令和元年厚生労働省告示第 159 号）が公布され、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたところですが、今般、「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 256 号）（別添参照）が公布され、同条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める納付期限日が指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

○厚生労働省告示第二百五十六号

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(令和元年厚生労働省告示第百五十九号)により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和二年八月三十一日とする。

令和二年七月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信